

令和2年第9回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和2年9月25日(金)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時03分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野澤明廣	欠	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	出
3	八木秀雄	出		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	出		野口秀明	出
8	石田裕司	欠		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	出		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 大野芳春  
 次長 清水周二  
 書記 青木智史  
 書記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和2年第9回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、野澤明廣委員、石田裕司委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>読み上げの前に、日程表の訂正をさせていただきたいと思っております。日程の第1の後、3から6と番号を振っておるところでございますが、正しくは、第3が第2ということで、順番に、2から5ということで、申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、読み上げさせていただきます。</p> <p>令和2年第9回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第66号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第67号から議案第71号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第72号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、新井一弘委員と小和瀬守委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第65号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第65号につきまして、御説明申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人である〇〇さんは現在、白菜、ジャガイモといった野菜の栽培を中心に行っております。申請地の周辺の農地を所有しており、申請地におきましても、白菜、ジャガイモといった野菜の栽培を行いたいということから、今回の申請に至ったとこのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

発 言 者	内 容
議長	この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。
小和瀬委員	<p>小和瀬委員。</p> <p>ただいま、事務局から説明がございましたとおり、譲渡人である〇〇さんは、譲受人である〇〇さんの弟さんであります。今回の場所は、何代か前に、譲受人である〇〇さんから分家として出た場所であります。途絶えてしまうということで、養子縁組し、譲渡人である〇〇さんが持っている状況です。遠くに住んでいる関係上、こちらに来て耕作や管理がなかなかできないということで、譲受人である〇〇さんが、ずっと管理してきたそうです。そうした状況ですので、特に問題ないと思われまますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 65 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 65 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 3、議案第 66 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 66 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 66 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地は、昭和 35 年頃から農家住宅として利用されておりましたが、許可を取らずに使用していたことが分かり、今回、正式に許可を取り、今後も利用していきたいとのことで、今回の申請に至ったとのことです。こちらは、追認の申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、この申請には、始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
八木委員	<p>八木委員。</p> <p>前回の総会の 58 号議案で審議されましたが、そちらの位置指定道路のために、農地の一部を交換するという話が出まして、その際に、先ほど事務局の方から御説明されましたが、自宅の敷地内に建っている車庫、納屋、倉庫といったものが、農地の上に立っているのではないということが判明したそうです。この際、農地転用ということで、正式に許可を取りたいということであっております。先ほどお話があったとおり、昭和 35 年あたりから建っておるといふ風に見えます。建屋が 3 つくらい並んでいるという状況で、当初敷地の南側に、</p>

発 言 者	内 容
	<p>細い馬入れが通っているわけですが、そちらについても、自宅の畑を一部利用しながら、拡幅し使っていたということですが、今回の農転の申請にあたって、現状に復旧した形になっておりました。そういったことも確認しまして、特に問題はないという風に思いますので、御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 66 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 66 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
	<p>続きまして、日程第 4、議案第 67 号から議案第 71 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 67 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 3 ページを御覧ください。</p>
	<p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 67 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>駅に徒歩圏内であり、小学校、郵便局等が近く、住宅地であることから、日常生活に便利のため、住宅の需要が見込めることから、宅地分譲を行うため、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、こちらは、町の条例に基づく開発協議の対象となっているため、開発協議の締結が許可条件となります。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 柴崎委員。</p>
柴崎委員	<p>先日 18 日に、坂本委員さんと現場を見てまいりました。地図を見てもらうと分かるとおり、道の北は、だいぶ宅地化が進んでおります。現地は不耕作地でありまして、木や竹が生えておりました。先ほど説明があったとおり、宅地化が進んでおりますので、問題はないかと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>議案第 67 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 67 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 68 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 68 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人である〇〇さんは現在、寄居町内のアパートに暮らしていますが、現在の住まいが手狭になり、職場への通勤や生活環境の整った場所を探していたところ、今回の申請地を見つけたことから、申請に至ったとのこと。</p>
事務局	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
坂本推進委員	<p>坂本委員。</p>
坂本推進委員	<p>先日、柴崎委員と 2 人で、現地を確認してまいりました。この場所につきましては、すぐ隣の土地が、元々住宅地であって、解体し、更地になっております。その地続きの土地になっておりまして、たまたま空きがあったため、今回の申請になっているようです。特に、周りに影響はなく、問題はないかと思っておりますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。</p>
議 長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第 68 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 68 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 69 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 69 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>議案第 66 号でご説明させていただきました、農家住宅敷地のための進入路部分の申請となります。こちらも追認となります。</p>
事務局	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>なお、こちらにつきましても、始末書が添付されております。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
議 長	<p>八木委員。</p>

発 言 者	内 容
八木委員	23日の午後、現地確認と聞き取りということで、先ほどの66号議案と同時に、私の方で伺いをしております。先ほどの66号議案で審議された敷地のちょうど北側の道路がございまして、親戚の土地を通行させてもらって、住宅敷地に入っていたそうです。今回、その親戚の土地を、一部進入路敷地として、売買をしたいということでございます。特に問題はないかと思っておりますので、御審議をお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第69号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第69号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第70号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第70号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人である〇〇さんは現在、実家から独立するため、職場からも通いやすく、落ち着いた場所を探していたところ、今回の申請地を見つけたことから、申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 須賀委員。
須賀推進委員	議案番号70号につきまして、御報告させていただきます。9月20日の午後、中嶋委員、石田委員、私須賀で、現地調査及び譲受人である〇〇さんと面談を行いました。面積ですが、譲渡人である〇〇さんが、分割ではなくて一括での譲渡を希望しているということでございまして、この面積での申請となったと聞きました。現地については、案内図を見ていただきますと、左上の土地が畑で、その他は全て宅地となっております。ということで、近隣農地への悪影響はないものと思われまして、現状は、長期にわたって作付けがなされた様子ではなくて、雑草が繁茂しておりまして、近所の方に聞いたところ、宅地化はありがたいと聞いてきました。特段問題ないものと思われまして、よろしく御審議をお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第70号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第70号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第71号について事務局の説明を求めます。

発 言 者	内 容
事務局	<p>それでは、議案第 71 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人である〇〇さんは現在、トラックの運転手をしており、トラックで帰宅することもあり、家族の車と併せた敷地で、高齢の親のサポートができ、住環境を考慮した結果、申請地を買い取り、自己用住宅を建築したいとのことから、申請に至りました。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>新井委員。</p>
新井委員	<p>先日の日曜日に、關谷委員さんと小淵委員さんと伺ってきました。前回と同様、農業が出来ないということで、譲りたいということですので、御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 71 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 71 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 72 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、新井一弘委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(新井委員 退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 64 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 72 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 5 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 6 人です。</p>

発 言 者	内 容
	<p>合計 14 筆で 19,332 平方メートル、そのうち、田が、6 筆で 6,802 平方メートル、畑が、8 筆で 12,530 平方メートルとなります。</p>
	<p>なお、御決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p>
	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>議案第 72 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 72 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p>
	<p>(新井委員 着席)</p>
議長	<p>以上で全ての議案審議が終了いたしました。</p>
	<p>委員さんから、何かございますか。</p>
	<p>(委員からなしの声)</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局長	<p>事務局から 1 点、御連絡をいたします。</p>
	<p>次回の総会ですが、総会に先立ちまして、農業振興地域促進協議会が行われます。10 月 26 日月曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会をお願いいたします。繰り返し申し上げます。10 月 26 日月曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会をお願いいたします。</p>
	<p>以上でございます。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、令和 2 年第 9 回総会を閉会いたします。</p>
	<p>御協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p style="text-align: center;">新井一弘委員      小和瀬守委員</p> <p style="text-align: right;">以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和2年9月25日</p> <p>議 長      室 岡 重 雄</p> <p>委 員      新 井 一 弘</p> <p>委 員      小 和 瀬 守</p>